

久喜市予防接種費用徴収に関する要綱の一部を改正する告示

久喜市予防接種費用徴収に関する要綱（平成２２年久喜市告示第１３９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「インフルエンザ」の次に「（別表において「インフルエンザ」という。）」を加え、「同項第３号に規定する政令で定める疾病」を「予防接種法施行令（昭和２３年政令第１９７号。別表において「政令」という。）第２条に規定する疾病」に改める。

第３条の見出しを「実費の徴収」に改め、同条第１項を次のように改める。

第３条 市長は、予防接種を受けた者又はその保護者から予防接種１回につき、実費を徴収するものとする。

第３条第２項中「費用の徴収」を「実費の徴収」に、「前項に規定する額」を「別表に掲げる実費の額」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２ 前項に規定する実費の徴収の対象となる予防接種の区分、対象者及び実費の額は、別表に掲げるとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第３条関係）

予防接種の区分	対象者	実費の額
インフルエンザに係る 予防接種	１ ６５歳以上の者 ２ ６０歳以上６５歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障がい又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいを有する	１，５００円

	ものとして厚生労働省令で定めるもの	
政令第2条に規定する肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）に係る予防接種	1 65歳の者 2 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障がい又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいを有するものとして厚生労働省令で定めるもの	3,000円
政令第2条に規定する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種	1 65歳以上の者 2 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障がい又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいを有するものとして厚生労働省令で定めるもの	3,000円
政令第2条に規定する带状疱疹に係る予防接種（乾燥弱毒生水痘ワクチン）	1 65歳の者 2 60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいを有す	4,860円

	るものとして厚生労働省 令で定めるもの	
政令第2条に規定する 带状疱疹に係る予防接 種（乾燥組換え带状疱 疹ワクチン）	1 65歳の者 2 60歳以上65歳未 満の者であって、ヒト免 疫不全ウイルスによる免 疫の機能の障がいをも つるものとして厚生労働省 令で定めるもの	18,060円

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日から令和8年3月31日までの間、別表に規定する政令第2条に規定する带状疱疹に係る予防接種（乾燥弱毒生水痘ワクチン）及び政令第2条に規定する带状疱疹に係る予防接種（乾燥組換え带状疱疹ワクチン）の対象者については、「65歳の者」とあるのは、「令和7年3月31日において100歳以上の者及び同年4月1日から令和8年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者」とする。
- 3 令和8年4月1日から令和12年3月31日までの間、別表に規定する政令第2条に規定する带状疱疹に係る予防接種（乾燥弱毒生水痘ワクチン）及び政令第2条に規定する带状疱疹に係る予防接種（乾燥組換え带状疱疹ワクチン）の対象者については、「65歳の者」とあるのは、「65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」とする。